

坂井市学校業務改善方針

令和元年5月
(令和3年5月改訂)

坂井市教育委員会

坂井の教育のさらなる充実・発展のために

福井県の教育は、地域や保護者の皆様からのご理解とご協力に支えられ、永年にわたる教員の熱心で丁寧な指導により成果を上げてきました。全国トップレベルの学力・体力が注目を集めているのも、それらの成果の一つです。

坂井市を含む県の教員は、児童生徒の多様な個性に対して理解を深め、質の高い授業や個に応じた指導を日々積み重ねています。また、様々な課題にチームとして取り組む高い同僚性・協働性も県の教員文化の強みであり、研修や学年会・教科会等を通して、教科指導や生徒指導に関する専門性を高めています。県の教育は、このような教員の児童生徒への情熱や使命感を持った取組みに支えられて成り立っています。

一方、社会は情報化やグローバル化、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容等により急速に変化しています。それに伴い、家庭や地域からの学校への期待や学校が抱える課題も複雑化・多様化してきており、学校の役割は拡大しています。

また、「子どもたちのために」という強い使命感と責任感によって、教員が自校の児童生徒や自身が担任になった児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況があり、教員の勤務時間が長時間に及ぶ現状があります。

このままの状況では、これまで培ってきた高い教育力を維持・発展していくことができません。今後、福井の教育、しいては坂井市教育の質をさらに高めるためにも、膨大になってしまった学校・教員業務を見直す必要があります。

また、教員自身も、笑顔で子どもたちの前に立ち続けるために、自身の働き方について見直し、日々の生活の充実や心身の健康を維持することによって教職人生を豊かにし、真に必要な総合的な指導を持続的に行うことが求められています。

市教育委員会では、このような趣旨から策定された「福井県学校業務改善方針」を基に、「坂井市学校業務改善方針」を策定し、地域や保護者にご理解いただきながら学校現場の業務改善を推進し、市の教育の質をさらに高め、教育内容を充実・発展させていきます。

令和元年 5月

坂井市教育委員会

1 目的

社会の急激な変化が進む中、子どもが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・多様化しています。

このような中、これまで教員は地域や社会からの期待や、強い使命感・責任感から児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、徐々に広い範囲の業務を担うようになりました。その結果、長時間勤務が常態化しています。また、教員の世代交代が進み、若手教員が増えているため、経験の少なさによる勤務時間の長時間化も起こっています。

このような「多忙化」や長時間勤務は、教員の心身への影響はもとより、子どもと向き合う時間の減少による質の低下を招くこと、さらには、「教員は多忙」といったイメージにより教員志望者が減少している状況などから、今後、教育の質の確保が難しくなることが懸念されています。

国は、働き方改革を総合的に推進するため、平成30年7月に「働き方改革推進法」を公布し、企業では働き方改革が急速に進みつつあります。この流れを受け、長時間勤務が常態化している学校現場も、働き方改革を喫緊の課題として取り組まなければなりません。

「坂井市学校業務改善方針」では、教員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性を高め、児童生徒に必要な指導・質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教員の働き方改革を目的とするものです。

今後、この方針に基づいて、市教育委員会、県教育委員会及び各学校が連携し、それぞれの立場から学校の業務改善、学校の働き方改革を進めていきます。

2 国の動き

平成28年度の教員勤務実態調査の集計により、看過できない教員の勤務実態が明らかとなりました。このため、文部科学省では、「学校における働き方改革」により、教員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指して、取組みを進めています。

3 県の取組み

県では、国の動きに先行し、教員の長時間勤務の改善を図るため、教職員の勤務時間管理、学校運営支援員、部活動指導員等の配置、部活動休養日の設定・部活動指導体制の見直しなどの取組みを行ってきました。

- ① 教職員の勤務時間管理
- ② 学校運営支援員の配置
- ③ 遠隔授業・研修システムの全校配備
- ④ 部活動指導員・講師の配置
- ⑤ 統合型校務支援システムの整備・導入
- ⑥ 部活動休養日の設定・部活動指導体制の見直し

4 市の取組み

県が行った教員の長時間勤務の改善を図るための取組みについて、市教育委員会では、学校運営支援員、部活動指導員を配置するとともに、市内の各学校においても教職員の勤務時間管理、一斉退庁日の設定や部活動休養日の設定・部活動指導体制の見直しなどに取り組むよう、指導してきました。

また、独自の取組みとして、平成30年度に、夏休み期間中に3日間の学校閉庁日を設け、教員の多忙化解消に取り組みました。平成31年度には、春休み期間を2日間延長し、新年度を迎えるための準備期間を確保しました。

5 現状と課題、取組みの方向性

教員の長時間勤務の原因や現状を踏まえ、県と同様に下記の3点を取組みの方向性の柱とします。

(1) 教員の働き方に対する意識・制度の改革

【現状・課題】

- ・「時間をかけることが熱意の表れ」と評価される風潮がある。
- ・勤務時間を意識した働き方が一人ひとりの教員に浸透しているとは言えない状況にある。
- ・児童生徒相手の業務であり、休むと他の教員に負担がかかるため、休暇が取りにくい環境である。

【取組みの方向性】

教員の長時間勤務を是正するためには、勤務時間を正確に把握し、管理を徹底することに加え、管理職の的確なマネジメントや、教員自身の働き方に対する意識改革を行うことが必要です。また、休暇を取得しやすい制度・環境づくりも必要です。

(2) 教員業務の適正化・効率化

【現状・課題】

- ・学校や教員が担うべき業務とそうでない業務が混在し、業務が増大している。
- ・市教育委員会や県教育委員会が実施する事業や調査等が多い。
- ・教育委員会や校内の研修や会議が多く、時間が長い。
- ・標語、ポスター、作文等の応募依頼や民間団体から家庭向けの配布依頼が多い。
- ・学習指導の他、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携等、学校や教員に対する保護者や地域からの期待が大きく、要請も多い。

【取組みの方向性】

現在学校で行われている業務について、教員、学校、地域等の役割を整理し、担うべき仕事を明確化、適正化していくことが必要です。また、業務の削減、効率化も必要です。

(3) 部活動の負担軽減

【現状・課題】

- ・部活動が教員の正規の勤務時間を超えて実施されている。
- ・授業準備、成績処理、学校行事の準備、各種校務を、部活動後に行わざるを得ない。

- ・部活動のため、土日祝日も出勤しなければならない。
- ・経験のない分野の部活動顧問になる場合、負担が大きい。
- ・児童生徒の減少により教員数が減少している学校でも、部活動数は減らず、教員の負担が大きい。
- ・中学校教員の時間外勤務時間のうち部活動指導の時間が多くを占める。

【取組みの方向性】

「設置する学校に係る部活動の方針」（別紙）による部活動の適正な活動時間や休養日の設定、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用などにより、部活動の負担軽減が必要です。また、学校の規模にあわせた部活動数の見直しが必要です。

6 取組み期間

国における働き方改革の動向、また、県の方針を踏まえ、令和元年度から令和3年度までの3年間で緊急的・集中的に取り組めます。

7 目標

○令和3年度までに、時間外勤務月80時間以上の教員をゼロにする。

過労死の危険性が高まる時間外在校等時間が月80時間を超える教職員が存在する状況は看過できるものではありません。時間外在校等時間月45時間の達成には、教職員定数の改善・充実や部活動の位置づけなど、国の取組みが大きく影響するため、当面は令和3年度末までに時間外在校等時間月80時間以上の教職員をゼロにすることを目指します。

並行して、全体業務の適正化とともに、教職員研修などの整理を進め、長時間勤務となっている教職員の業務の状況を分析し、対策を練ることで勤務時間の縮減を目指します。時間外在校等時間月45時間の達成については、国の動向を確認した上で、目標としていきます。

なお、この方針および教育委員会規則は、教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

○年次休暇平均取得日数を年間11日以上とする。

心身を休養させ、健康的に働くことを促進するため、年次休暇平均取得日数の目標を年間11日以上とします。

8 具体的な取組み

以下に示す取組みを市教育委員会、各学校がそれぞれ進めます。

また、この方針の趣旨を踏まえつつ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築し、スポーツ・文化活動に親しめる基盤として部活動を持続可能な活動とするため、「設置する学校に係る部活動の方針」を別途策定しました。

(1) 教員の働き方に対する意識・制度の改革

① 勤務時間管理の徹底

○勤務時間の客観的な把握・集計

- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や教育委員会に求められる責務であり、ICTの活用等の客観的な方法により、教員の勤務時間を正確に把握し、集計を進めていきます。また、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。
- ・時間外在校等時間の目標時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがないよう徹底します。

○児童・生徒の登下校時刻、部活動、会議等の適正な時間設定

- ・教育委員会、各学校において、教員が休憩時間を確保できるようにすることなど教員の勤務時間を考慮した適正な時間設定を行います。

○教員の退庁時間の設定

- ・遅くとも小学校は19時、中学校は20時とする退庁時間を設定します。

○ノー残業デーの導入

- ・週1日のノー残業デー（定時退庁日）を設定します。

② 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底

○管理職のマネジメント能力の向上

- ・小学校、中学校の全管理職に対し、業務改善に向けたマネジメント能力の向上を図ります。

○教員への働き方の意識づけ

- ・教員一人ひとりに勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、働き方に関する意識の醸成を図ります。

○労働安全衛生管理の徹底

- ・定期健康診断、ストレスチェックの実施等、教職員の健康及び福祉を確保するため、学校において労働安全衛生管理が適切に行われるよう徹底します。

○人事評価制度の見直し

- ・一人ひとりが業務改善の意識を持って業務を進めるため、人事評価制度に、より短い勤務時間で同等の成果を上げた教職員に高い評価を付与する観点を取り入れます。また、時間外勤務縮減、業務改善の自己評価の観点を盛り込みます。

○学校のスクールプランへの位置づけ・記載

- ・学校のスクールプランに学校業務改善・教員の適正な勤務時間の内容について記載し、学校での取組みを促進します。

○学校評価への位置づけ、評価の実施

- ・学校評価に業務改善・教員の働き方に関する項目を位置づけ、学校関係者評価、第三者評価を実施することにより、学校での取組みを促進します。

③ 長期休業期間の設定等の工夫や業務処理時間の確保

○長期休業期間の設定等の工夫

- ・授業準備等の時間の確保や早い退勤を促進するため、長期休業期間の設定や活用による工夫の検討を推進します。

○勤務時間内の業務処理時間の確保

- ・学校行事の見直しや指導体制の整備などにより、適正な授業時数の設定や勤務時間内に業務処理時間を確保するための工夫を行うことを推進します。

④ 休暇を取得しやすい環境づくり・勤務時間の見直し

○学校閉庁日の設定

- ・長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定し、休暇の取得を促進します。

○変形労働時間制の導入 中長期的な取組み

- ・変形労働時間制については国や県の動向を注視しながら、必要となる条例や規則の改正等を検討します。

(2) 教員業務の適正化・効率化

① 校務の削減・効率化

○統合型校務支援システムの導入

- ・統合型校務支援システムを全学校において円滑に活用により、指導要

録への記載や成績処理等の効率化等、負担軽減を図ることが考えられますので、導入について検討します。

○事業等の精査・削減

- ・教育委員会が実施する事業・調査・研修・各種計画・行事等を精査し、見直しを進めます。
- ・長期休業中に教育委員会主催の研修を行わない期間を設けます。(お盆期間・年末年始等)
- ・各学校においては、学校内における会議・行事等を精査し、簡素化や削減を進めます。

○スクールロイヤー等の活用

- ・児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスを受けることができるよう、スクールロイヤー制度を活用します。

② 教員業務の明確化

○外部人材の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用を推進し、専門スタッフとの役割分担を明確にします。
- ・授業で使用する教材の準備や、各種たよりの印刷・配布等を行う学校運営支援員を配置し、教員業務の負担軽減を図ります。

○民間団体等からの出品依頼等対応の負担軽減

- ・作文・絵画コンクール等への出品、子どもの体験活動への参加募集等、民間団体等から依頼される家庭向けのチラシ等の配布について、各種団体に対し、削減や配布の負担軽減への協力を依頼します。

③ P T A ・地域との連携・協力

○保護者や地域の理解を求める取組みの実施

- ・P T Aとの連名による通知やリーフレットの配布により、教員の適正な勤務時間の設定への取組みについて、保護者や地域への理解を得る取組みを実施します。

○学校が担っている業務の外部委託、地域との連携強化

- ・福井型コミュニティスクールや地域学校協働活動を拡充・推進します。
- ・登下校・見回り・補導対応・プール監視等について地域、警察等関係機関との連携を強化し、教員の業務負担の軽減を図ります。

○学校部活動の参加行事の見直し

- ・教育委員会から地域に協力を依頼し、学校部活動の地域イベント等への参加の負担軽減を図ります。

○小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加方法・形態の見直し

- ・小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加について、学校主体から地域や地域クラブ等主体への移行を推進します。

(3) 部活動の負担軽減

① 部活動運営の適正化

○部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準の設定

- ・「設置する学校に係る部活動の方針」により、部活動の適正な活動時間や休養日について明確な基準を設定します。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。
- ・生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこととします。

○部活動活動日の上限設定

- ・原則、平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることとします。

※大会参加などで土日ともに活動した場合等に、休養日を他の週に振り替えることは可とします。

○多様な人材の参画の促進

- ・部活動指導員の全校配置、国体に出場した教職員による部活動指導の実施等を推進します。

○部活動の共同管理体制の導入・促進

- ・部活動の共同管理体制を導入・促進し、教員が部活動の時間に職員室等で校務や授業準備を行う時間を創出します。

○中体連・各競技団体等との連携・協力・要請

- ・中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の運営や規定の見直しを要請します。（複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブでの参加を可能にする等）

- ・中学校体育連盟、各競技団体・連盟等の業務と教員業務の区別や見直しを行うよう要請します。

○小学校における放課後活動の負担軽減

- ・大会・行事等の見直しにより、小学校における放課後活動の負担軽減を行います。

② 部活動数の適正化

○中学校部活動数の削減、適正化

- ・児童生徒の減少により教員数が減少している学校でも、部活動数があまり減少していない現状があるため、中学校において、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行い、1つの部活動を複数体制で指導できるようにします。

9 今後の取組みに当たって

学校の働き方改革を進めるためには、この方針に基づいた取組みを市教育委員会、県教育委員会及び各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要があります。そのため、以下の点に留意しながら、取組みを進めていきます。

○学校の働き方改革の進展状況について常に点検や検証を行い、見直しを行います。

○市教育委員会は管内の効果的な事例を周知することにより、取組みをさらに推進します。

○地域や学校の実情により、校長の裁量に委ねる取組みもあると想定されます。この場合でも教員の働き方改革の趣旨を逸脱しないことを共通認識として進めていきます。

○この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場でさらに様々なアイデアを出し、積極的に新たな取組みを進めていきます。